

船橋ウイングからの視界に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 W 編

改正事項

船橋ウイングからの視界に関する事項

改正理由

2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC87) において, SOLAS 条約第 V 章第 22.1.6 規則に規定される船橋ウイングからの船側の視認に関する統一解釈が承認され, MSC.1/Circ.1350 として回章されている。また, IACS は 2011 年 1 月に同内容を取込んだ IACS 統一解釈 SC235 を採択した。これら統一解釈は, 当該 SOLAS 条約において規定される船橋ウイングからの視界について具体的に明文化したものである。

今般, MSC.1/Circ.1350 及び IACS 統一解釈 SC235 に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

船橋ウイングからの視界に関する具体的要件を規定した。